

試験受託業務に関する約款

第1条（目的・適用）

本約款は、受託者が委託者から受託する試験、検査、分析、測定、評価その他これらに関連する業務（以下「本件業務」という）について適用される。

第2条（個別契約の締結）

1 委託者及び受託者は、本件業務の件名、数量、試験・検査内容、本件成果物（第6条第1項にて定義。以下同じ）の納期、並びに本件成果物及び本件業務の対価（以下「本件業務委託費」という）その他個々の本件業務に必要な事項は、個別契約をもって定めることを確認する。

2 個別契約は、委託者が前項に定める本件業務に必要な事項を所定の依頼書へ記入し、受託者がその依頼書を確認のうえ委託者に承諾の旨を通知することにより成立するものとする。

第3条（支払条件）

1. 受託者は、本件成果物を提出した月の20日締め、当月末日までに委託者に対して本件業務委託費に関する請求書を発行するものとする。

2. 委託者は、本件業務委託費を前項の請求書の受領日の翌月末日までに受託者の指定する銀行口座への振り込みことによって支払うものとする。なお、当該支払いに要する手数料は、委託者の負担とする。

第4条（試料の提供）

1. 委託者は、本件業務遂行に必要な試料、情報、器材等（以下「試料等」という）を速やかに受託者に提供するものとする。

2. 委託者は、試料の選定、採取、前処理、保存、輸送および提供について、自己の責任においてこれを行うものとし、委託者の指示により受託者又は第三者がこれらの全部又は一部を行う場合であっても、その結果について責任を負うものとする。

3. 受託者は、試料の代表性、均質性及び本件業務の目的への適合性について一切保証しない。

4. 試料に起因する本件業務の結果誤差・損害について受託者は一切責任を負わない。

5. 委託者及び受託者は、試料等の虚偽記載、記載不備または提出遅延等により生じた本件成果物の誤り、提出遅延につき、受託者は一切の責任を負わないことを相互に確認する。

第5条（再委託）

受託者は本件業務の全部又は一部を第三者に再委託できる。この場合、受託者は、当該第三者に対し本件業務の履行において自己が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第6条（成果物の提出）

1. 受託者は、個別契約で定められた納期までに本件業務の結果を報告書（以下「本件成果物」という）として作成し、委託者に提出するものとする。

2. 受託者は、本件成果物の写しを控として作成し、本件成果物提出後3年間保管し、その他本件業務に関する記録等は本件成果物提出後1年間保管するものとする。

3. 委託者は、本件成果物をカタログやインターネット等に転載する場合には、事前に受託者の書面による承認を得るものとする。

第7条（成果物の利用）

1. 委託者が、本件成果物の利用にあたり、対象商品、ホームページ、パンフレット等への掲載を希望する場合は、事前に受託者へ掲載内容を連絡し許可を受けるものとする。

2. 前項の手続きを経て、本件成果物の内容を掲載する場合、委託者は次の事項を遵守するものとする。

①消費者に誤解を与えるような表現又は誇張した表現（優良誤認）を行わないこと

②受託者が許可した掲載内容以外の転載を行わないこと

③受託者が確認した掲載内容を無断で変更しないこと

④出典名を明記すること

3. 受託者は、本件成果物のうち、委託者の名称を匿名化したデータを自己利用（親会社である東洋紡株式会社による利用を含む）目的の範囲で使用するものとする。

第8条（試料等の返還）

受託者は、本件業務終了後速やかに、その返還を条件として提供を受けた試料等を返還するものとする。

第9条（保証の否認）

1. 受託者は、本件業務および本件成果物が委託者の特定目的に適合すること、第三者の権利を侵害しないこと、商業的価値を有すること等について、明示的にも黙示的にも保証しない。

2. 受託者が実施する本件業務は、本約款及び個別契約で定める条件下での限定的な結果であり、委託者の量産品質、設計適合、法令適合、出荷可否、製品安全等を保証するものではない。

第10条（損害賠償責任）

1. 受託者は、本件成果物に起因し、または、本件業務の過程で故意又は過失により、委託者に損害、損失を与えた場合、受託者の費用負担においてあらためて本件業務を行うか、若しくは、個別契約に定める本件業務委託費を限度額として、当該損失、損害を賠償する責任を負うものとする。但し、次の事由による委託者の損害、損失については、受託者はその責任を負わないものとする。

①依頼書の記載事項の記載過誤

②委託者の要望により試験、検査を伴わずして参考として行った意見表明、アドバイス等の情報提供等に起因して生じた損害、損失

③間接損害・逸失利益

2. 前項の責任は、本件成果物の提出後から1年間継続するものとする。

3. 委託者及び受託者は、本件業務の実施の時点における標準的な技術水準からして予見困難な誤りは重大な誤りには含まれないことを相互に確認するものとする。

第 1 1 条（不可抗力）

天災地変その他受託者の責に帰することのできない事由により本件業務の遂行が困難になった場合は、両者間で協議の上、その措置を決定するものとする。

第 1 2 条（知的財産）

本件成果物に含まれる知的財産権（知的財産権を受ける権利を含む。また、著作権については、著作権法第 27 条および同法第 28 条に定める権利を含む。以下、本契約において同じ。）および本件業務の実施の過程で生じる知的財産権は発生と同時に受託者に帰属する。

第 1 3 条（秘密保持）

1. 委託者及び受託者は、本約款及び個別契約により知り得た相手方の技術上並びに業務上、営業上の情報（個別契約締結の過程で開示した見積もりに関する情報を含む）を、相手方から事前に書面による承諾を得ることなく、公的機関（官公庁・裁判所等）への報告・届出等をする必要がある場合を除き、第三者に対して開示してはならないものとする。

2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに当てはまる情報には適用されないものとする。

①相手方から開示を受けたときに、既に公知であり、または公表されていた情報

②相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたことを立証し得る情報

③相手方から開示を受けた後に、第三者から正当に取得した情報

④相手方から開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となり、または公表された情報

⑤相手方から開示を受けた情報に依拠することなく、独自に創出したことを立証し得る情報

3 本条の守秘義務は、本件成果物提出後 5 年間を経過するまで引き続き有効に存続するものとする。

第 1 4 条（合意管轄）

委託者及び受託者は、本件業務の履行、解釈、その他個別契約に関連して紛争が生じた場合は、訴訟提起をはじめとするあらゆる法的申立又は手続につき、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。